

生活保護が決定されるまで

1 相談

生活に困っている方は、福祉事務所（市役所保護課）

にご相談ください。担当の相談員が相談に応じます。

相談内容などの秘密は守られます。

相談員が、生活保護法の趣旨や制度の仕組みについて

説明しながら、生活の状況や、資産や能力の活用、

他の制度による給付などのお話をうかがい、生活保護

の申請をされるかどうかの確認をします。



2 申請

何らかの事情で本人が申請できないときは、同居の親族

や扶養義務者が申請することができます。

申請書は福祉事務所にありますので、必要な場合は申し

出てください。





3 調査

保護の申請をされた方について、生活保護が必要か否かの

判断をするため、次のような調査を行います。

(1) 訪問調査（生活状況の調査）

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が、生活

状況などを把握するために家庭訪問を行います。

(2) 資産調査

預貯金のほか、生命保険、土地や家屋、自動車等の

保有状況の調査を行います。



(3) 病状調査（働く能力に関する調査）

病気などで働けない方については、病状の調査を行います。

また、必要に応じて、病院で検診を受けていただく

ことがあります。

(4) 扶養義務者による扶養の調査

扶養義務者の有無を確認するとともに、福祉事務所か

らも扶養義務者に対して援助が可能かどうか調査を行います。

その他にも、保護の決定に必要な調査を行います。





4 決定^{けつてい}

調査結果^{ちようさけつが}をもとに、生活保護^{せいかつほご}が必要^{ひつよう}か否^{いな}か、また生活保護^{せいかつほご}を受けることになった^う場合に、いくら保護費^{ほごひ}を支給^{しきゆう}するかなどを福祉事務所^{ふくしじむしょ}が決定^{けつてい}し、文書^{ぶんしょ}でお知らせ^しします。

なお、保護^{ほご}の決定^{けつてい}の通知^{つうち}は、原則^{げんそく}として、申請^{しんせい}のあった日^ひの翌日^{よくじつ}を1日目^{いちにちめ}として14日以内^{かいない}に行^{おこな}いますが、調査^{ちようさ}に日時^{にちじ}を要^{よう}する^{ばあい}場合^た、その他^た特別な理由^{とくべつ りゆう}がある^{ばあい}場合には、30日^{にち}まで延^のびることがあります。